

『監査論入門<第5版>』 練習問題 解答

【練習問題1】

1

①	直接金融方式	②	間接金融方式	③	記録的事実
④	会計上の慣習	⑤	判断	⑥	独立
⑦	信頼性	⑧	二重責任の原則	⑨	監査意見

2 (1) × ㊦ pp. 9-10 参照

【理由】監査人が財務諸表監査の結果、財務諸表の適正性に関して表明する監査意見は、絶対的な保証ではなく、高い水準の保証を意味する合理的な保証です。理由としては、監査人は、財務諸表にふくまれる経営者が行った見積りや判断の結果が適正であるかどうかについて、会計数値が一定の許容範囲内に収まっているかどうかを判断しなければなりません。たとえ十分な監査手続を実施したとしても、判断の困難さを完全に排除することはできない等の、財務諸表監査固有の限界があるからです。

(2) × ㊦ pp. 13-16 参照

【理由】流通市場における開示制度の場合、有価証券報告書、内部統制報告書および臨時報告書はすべての企業に開示が求められていますが、四半期報告書は、上場会社等では有価証券報告書の提出会社に開示義務があり、半期報告書は、上場会社等では有価証券報告書の提出会社で、四半期報告書を提出しない会社に開示義務があります。

(3) × ㊦ p. 8 参照

【理由】適正性監査は、一般目的の財務諸表に対してばかりではなく、特別目的の財務諸表にも実施可能な監査の態様であるとともに、準拠性監査も特別目的の財務諸表に対してばかりではなく、一般目的の財務諸表にも実施可能な監査の態様です。

【練習問題2】

1

①	財務諸表	②	不正リスク	③	パイロット
④	監査リスク	⑤	基本的な方針	⑥	監査計画
⑦	方向性	⑧	範囲	⑨	虚偽表示のリスク
⑩	監査計画	⑪	効果的	⑫	効率的
⑬	監査の実施				

2 (1) × ㊦ pp. 25-26 参照

【理由】監査契約は1年契約なので、契約期間満了後更新することがあります。監査事務所は、すでに締結している監査契約を更新する場合にも、更新しようとするすべての相手企業について、不正リスク要因の有無とその程度を再評価します。この再評価には、次の2つの目的があります。

- もし、監査事務所が監査契約を更新することが適切でないと判断した場合には、監査契約を解除すること。これには、たとえば当該監査事務所が定める一定の適切な水準の監査を達成することができないと判断した場合などがあります。
- 監査事務所が相手企業の不正リスク要因を再評価し、次年度の監査において一定の品質水準を満たすために追加の手続が必要か否かを検討すること
監査事務所は、以上の再評価の結果、相手企業に対して適切な監査を実施できると判断すれば、その企業と監査契約を更新します。

(2) ○ ㊦ p. 29 参照

(3) × ㊦ p. 36 参照

【理由】監査人は、重要な監査手続を実施できなかったことにより、財務諸表全体に対する意見表明のための基礎を得ることができなかったときには、意見を表明してはなりません。これを**意見不表明**といいます。意見不表明も監査意見の1つです。

【練習問題3】

1

①	職業的専門家	②	専門能力	③	蓄積
④	公正不偏の態度	⑤	独立の立場	⑥	外観
⑦	正当な注意	⑧	懐疑心	⑨	正当な理由
⑩	第三者	⑪	外観的	⑫	利害関係

2 (1) × ㊦ p. 46 参照

【理由】従来のリスク・アプローチ監査では、監査人は、自らの関心を財務諸表項目に狭めてしまう傾向があり、財務諸表に重要な虚偽の表示をもたらす要因の検討が不十分になりがちでした。こうした弊害を排除するため、財務諸表における重要な虚偽の表示を、**財務諸表全体レベルとアサーション・レベル**（取引種類、勘定残高、開示等の財務諸表項目）の2つのレベルで評価することになりました。

(2) ○ ㊦ pp. 52-53 参照

(3) ○ ㊦ pp. 55-56 参照

【練習問題 4】

1

①	監査リスク	②	重要な虚偽の表示	③	誤った監査意見
④	固有リスク	⑤	統制リスク	⑥	発見リスク
⑦	重要な虚偽表示の リスク	⑧	事業上のリスク等を重視 したリスク・アプローチ	⑨	できない
⑩	できる	⑪	経営者	⑫	監査人

2 (1) ○ ☞p. 73, p. 75 参照

(2) × ☞p. 77 参照

【理由】事業上のリスク等を重視したリスク・アプローチは、従来のリスク・アプローチにおいて潜在していた監査人が注意を払うべきポイントを顕在化させたもので、基本的な考え方やスキームは従来のリスク・アプローチと同じ監査戦略です。

(3) × ☞p. 79 参照

【理由】監査人は、監査計画の策定段階のみならず、監査の実施段階においても、監査上の重要性を考慮しなければなりません。

【練習問題 5】

1

①	統制環境	②	リスクの評価	③	統制活動
④	情報と伝達	⑤	監視活動	⑥	事業上
⑦	業務処理統制	⑧	全般統制	⑨	認識, 把握, 処理
⑩	日常的監視活動	⑪	独立的評価	⑫	内部監査

2 (1) ○ ☞p. 82 参照

(2) × ☞p. 83 参照

【理由】COSO 報告書における内部統制の目的は、①業務の有効性と効率性の追求、②財務報告の信頼性の確保、そして③事業経営に関連する法規の遵守があります。このうち、監査人が理解し評価しなければならない内部統制の目的は、②財務報告の信頼性を確保する目的をもつ内部統制に限られます。逆にいえば、監査人は、①と③の内部統制は、②に関係がある場合にのみ取り上げて評価すればよいのです。

(3) × ☞pp. 87-88 参照

【理由】業務処理統制においては、取引が承認され、漏れなく正確に記録され、そして適時にかつ適切に処理されることが必要です。

(4) × pp. 92-93 参照

【理由】内部統制の限界とは、適切に整備され運用されている内部統制であっても、内部統制が本来有する制約のために有効に機能しなくなることがあり、内部統制の目的をつねに完全に達成するものとはならないことをいいます。

【練習問題6】

1

①	監査期間	②	終了	③	最終段階
④	反復	⑤	監査責任者	⑥	洞察力
⑦	リスク評価	⑧	基本的な方針	⑨	リスク対応手続

2 (1) ○ p. 98 参照

(2) × p. 102 参照

【理由】監査人は、監査業務実施の前に、監査契約の更新の可否や独立性をふくむ職業倫理に関する規定の検討を完了しなければなりません。そのため、継続監査においては、前年度の監査の終了直後または前年度の監査の最終段階からこの検討を開始します。仮に、やむを得ない事情があったとしても、このことは変わりません。

(3) × pp. 105-107 参照

【理由】監査手続指示書は、監査責任者が全勘定科目について作成し監査メンバーに渡すことによって、各監査メンバーの職務を適切に指示・監督します。すなわち、監査責任者は、監査メンバーが作成した監査調書を査閲して、自らが指示した監査手続指示書と監査メンバーが行った実際の監査業務とを対照しながら監査メンバーに指導を行うのです。したがって、監査手続指示書は、監査チームのメンバーに対する監査実施上の指導用具として機能するものです。

【練習問題7】

1

①	監査リスク	②	重要な虚偽表示	③	監査上の重要性
④	監査計画	⑤	リスク・アプローチ	⑥	企業および企業環境
⑦	リスク評価	⑧	財務諸表全体レベルの重要な虚偽表示	⑨	アサーション・レベルの重要な虚偽表示
⑩	全般的な対応	⑪	運用評価手続	⑫	実証手続
⑬	リスク対応手続				

2 (1) × pp. 116-117 およびワンポイントレッスン 25 参照

【理由】監査上の重要性と監査リスクとの間には負の相関関係があります。監査上の重要性を当初の水準より大きくした場合、他の条件が一定であれば、監査リスクは当初の水準より低くなります。逆に、重要性を当初の水準より小さくした場合には、監査リスクは当初より高くなります。たとえば、重要性を小さくした場合、重要となる領域が広がり、新たに重要となる領域に対して監査手続を強化しなければならないので、監査人は、より強い証明力をもつ監査証拠を入手して少額の虚偽の表示も発見できるように監査手続を厳格に適用する必要があります。

(2) ○ ㊦ p. 129 参照

(3) × ㊦ p. 118 のワンポイントレッスン 26 参照

【理由】買掛金の過小計上（網羅性）を検証する場合、帳簿に計上された買掛金を検証することは目的に適合していません。網羅性の検証とは、帳簿に計上された買掛金以外に買掛金が存在していないかどうかの検証なので、帳簿以外の買掛金の有無を検証しなければならないからです。このため、網羅性の検証では、期末日後の支払状況、未払の請求書・仕入先からの支払通知書、検収報告書などの検証を行う必要があります。

【練習問題 8】

1

①	職業倫理	②	不適正意見	③	限定付適正意見
④	情報提供				

2 (1) × ㊦ p. 142 参照

【理由】監査人は、十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断するためには、関連する注記をふくむすべての財務諸表項目が作成されていること、認められた権限をもつ者が当該財務諸表に対して責任を受け入れたことについて証拠を入手する必要があります。

(2) × ㊦ p. 144 参照

【理由】監査報告書において「一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った」旨を記載することは、実施した監査全体の質が「一般に公正妥当と認められる監査の基準」が求める最低限の水準を達成していることを明示するものです。

(3) ○ ㊦ p. 159 参照

(4) × ㊦ p. 144 参照

【理由】監査上の主要な検討事項は、監査人が監査役等とコミュニケーションを行った事項から必ず選択されます。

【練習問題 9】

1

①	監査人	②	一般に公正妥当と認められる監査の基準
③	リスク評価プロセス	④	根本原因

2 (1) ○ (品質管理基準第八・三・3)

(2) × 「監査事務所は、品質管理システムの状況等について、監査報告の利用者が適切に評価できるよう、十分な透明性を確保しなければならない。」(品質管理基準第十・5)

(3) × 「監査実施の責任者は、監査事務所が設けた品質管理システムに準拠し、監査業務における品質管理に責任を負わなければならない。」(品質管理基準第二・4)

(4) × 「監査事務所は、監査業務の質を合理的に確保するために必要であると判断する場合には、これら以外の品質管理システムの項目を設けなければならない。」(品質管理基準第三)

【練習問題 10】

1

①	資金調達活動	②	開示規制	③	会計基準
④	監査基準	⑤	レジェンド	⑥	在外子会社
⑦	他の監査人（構成単位の監査人）	⑧	会計事務所	⑨	国際会計士連盟(IFAC)
⑩	国際監査・保証基準審議会(IAASB)	⑪	国際監査基準(ISA)		

2 (1) × ☞ p. 188 参照

【理由】監査基準は、監査人が監査を実施するにあたって従うべき行為規範であり、会計基準の国際的統一の進展とは直接的な関連はありません。ただ、資金調達活動がボーダレス化したなかで、財務諸表の信頼性に関する投資家の理解を得るためには、監査の行為規範も国際的に統一する必要性が生じました。

(2) × ☞ pp. 186-187 参照

【理由】監査基準は、監査の実施と報告に関する指針を示したものではありませんが、その前提として監査の目的、および監査人に求められる人的な要件も定めています。監査人の活動が国外にも展開するなかで、こうした人的な要件についても国際的に統一する必要性が認識されるに至りました。

(3) ○ ☞ p. 189 参照

(4) × ㊦ pp. 190-191 参照

【理由】 JICPA による「監査基準委員会報告書」は、監査の国際標準として各国に認知された ISA をおおむね翻訳したのですが、わが国固有の法制度との整合性等の関係から、全訳したものではありません。

【練習問題 11】

1

①	財務報告の信頼性	②	全社的な内部統制
③	開示すべき重要な不備	④	内部統制報告書

2 (1) × ㊦ pp. 205-206 参照

【理由】 開示すべき重要な不備以外の不備を発見した場合に、監査人は、経営者にそれを報告することを求められているわけではありません。

(2) × ㊦ p. 200 参照

【理由】 わが国の内部統制監査は、内部統制報告書の適正性に関して監査意見を表明する情報監査です。

(3) ○ ㊦ p. 208 参照

(4) × ㊦ pp. 207-208 参照

【理由】 財務諸表監査の監査報告書では、内部統制の固有の限界に関する記載はありません。

【練習問題 12】

1

①	パブリック・アカウンタビリティ	②	衆参両院	③	内閣
④	任命	⑤	任免	⑥	天皇
⑦	議会	⑧	行政委員	⑨	独任制
⑩	合議制				

2 (1) × ㊦ p. 213 参照

【理由】 事務総局に対する指揮監督は、会計検査院長のみが行うのではなく、3名の検査官からなる検査官会議が行うこととなっています。

(2) × ㊦ pp. 218-221 参照

【理由】 包括外部監査制度は、外部監査人によって、毎年1回以上、当該自治体が適正な行政運営を実施しているかどうかを目的として監査が実施されますが、個別外部監査制度は、住民や議会等の請求や要求があった場合にだけ実施される監査で、毎年1回以上実施される訳ではありません。

(3) ○ ㊦ pp. 214-215 参照

【練習問題 13】

1

①	いない	②	認められなかった	③	結論
④	監査人の結論	⑤	結論の根拠	⑥	経営者および監査役等の責任
⑦	監査人の責任	⑧	主題に責任を負う者	⑨	想定利用者
⑩	業務実施者				

2 (1) × ㊦ p. 228 参照

【理由】 四半期レビューにおいては、年度の財務諸表の監査で要求される証拠のすべてを入手する手続ではなく、質問、分析的手続その他の四半期レビュー手続の限定された四半期レビュー手続が求められています。

(2) × ㊦ p. 228 参照

【理由】 四半期レビューは、財務諸表には全体として重要な虚偽の表示がないということについて合理的な保証を得るために実施される年度の財務諸表の監査と同様の保証を得ることを目的とするものではありません。

(3) ○ ㊦ p. 234 参照

以上